

2019年7月1日

投資家各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

### 当社投資信託の約款変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、約款変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。なお、当社では、本約款変更が投信法に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、異議申立の手続きを行いません。

投資家各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、当社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

#### 1 対象ファンド

- NZAM 上場投信 東証 REIT 指数（証券コード：1595）
- NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials（証券コード：1596）
- NZAM 上場投信 TOPIX（証券コード：2524）
- NZAM 上場投信 日経 225（証券コード：2525）
- NZAM 上場投信 JPX 日経 400（証券コード：2526）
- NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数（証券コード：2527）

#### 2 変更内容および理由

- （1）株式等の決済期間短縮化の実施に伴い、交換有価証券の交付開始日を交換請求受付日から起算して3営業日目に変更するもの。
  - （2）投資信託約款中の受益者名簿の作成にかかる記載について、所要の整備を行うもの。
- なお、本約款変更は、対象ファンドの運用方針等に影響を与えるものではありません。  
変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

### **3 変更適用日**

2019年7月16日（火）付で、別紙の新旧対照表のとおり変更します。

あわせて、交付目論見書および請求目論見書を改訂し、本約款変更の内容を反映いたします。

### **4 本件にかかるご照会先**

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を經由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 <u>(削除)</u></p> <p>④ (略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を經由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 <u>ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第 1 項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。</u></p> <p>④ (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益者名簿の作成と名義登録）</p> <p>第 16 条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 <u>（削除）</u></p> <p>④ （略）</p>	<p>（受益者名簿の作成と名義登録）</p> <p>第 16 条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 <u>ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第 1 項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。</u></p> <p>④ （略）</p>
<p>（交換の指図等）</p> <p>第 39 条 （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p>	<p>（交換の指図等）</p> <p>第 39 条 （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p>

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等)                      第 39 条 (略)                      ②～③ (略)                      ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。                      ⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等)                      第 39 条 (略)                      ②～③ (略)                      ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。                      ⑤ (略)</p>

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等)                      第 39 条 (略)                      ②～③ (略)                      ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。                      ⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等)                      第 39 条 (略)                      ②～③ (略)                      ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。                      ⑤ (略)</p>

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等)                      第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(交換の指図等)                      第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>

以上